

第3回 100条調査特別委員会

日 時	令和4年11月25日(金)			午後1時30分 開会
				午後4時31分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦			
欠席委員	—			
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆 議 会 事 務 局 次 長 熊 野 正 章 議 会 事 務 局 参 事 高 橋 藤 憲 議 会 事 務 局 次 長 補 佐 宮 澤 泰 徳			

開会 午後1時30分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから、第3回100条調査特別委員会を開会いたします。
開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今日はいい天気で、皆様おそろいでございますけれども、過去2回の100条委員会はちよっと時間を要したなど、こんなふうに感じておるところでございます。この第3回は、皆さんの御協力の下、すんなりといくようによろしくお願ひしたいと思います。

さて本日は、報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 100条調査特別委員会における撮影および録音については、委員会の判断に委ねられております。

今回も報道機関から事前に撮影および録音の申出があり、本日は証人喚問はなく、証人の意見を聞く必要がないことから、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は報道機関による撮影および録音ともに許可することといたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、提出を求める記録についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、関係者に提出を求める記録に関する協議となります。記録につきましても証人喚問と同様に、委員会で協議し決定した後、議長に対して記録提出要求書を提出し、議長から関係者へ記録の提出を請求する運びとなります。

以上の内容を踏まえて協議してまいります。

事前に各委員から提出を求める記録について御意見をいただいているところでありますので、資料N o. 1を御覧ください。

以上、4点の記録について提出を求めたいと考えておりますが、質疑はありませんか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） この録音データというのは一体何のことなんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 記録の内容というところの項目に、内容のことについては記載されてもありませんけれども、それを見てもお分かりになりませんか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 前から言っていますけど、どこまでが事実で、何があったという情報の共有がやっぱりまだなされていないと思うんです。そういうことをもうちょっとはっきりと情報共有していただきたいな、やっぱり今でも思っておりますので、よろ

しくお願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 記録提出の集約結果の4つについての質問ではないんですが、同じく録音データのことでちょっと確認したいんですけども、動議の②番、鯖江市の市議会議員が職員を同行して池田町に行ったという、そういうことに関わるその際の録音データとされるものでありますけれども、これについては、実は組合議会の中でも議会の審議の参考ということで、この録音データを聞かせてもらったことがあるんです。正確に時間は計っていないんですけども、1時間を超えるぐらいの長さのテープだったと思います。

それで、録音データそのものを提出していただくのはもとよりなんですけれども、これが法的であったり、時間的に可能であるならば、そのデータを文書に起こしたものといいですか、そのほうが正確に審査ができるといいですか、審議ができるかと思しますので、そうしたことが可能なのかも含めて、これは委員長なり、委員会のほうでまた確認をしていただきたいと思いますし、そうしたことを求める意見も出しておきたいと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないですか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

提出を求める記録については、資料N o. 1のとおり提出を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、提出を求める記録については、資料N o. 1のとおり提出を求めることに決しました。

次に、協議事項2、次回の委員会での証人喚問についてでございます。

まず、出頭を求める承認についてでございますが、前回、第2回100条調査特別委員会にて、森川正富氏および鯖江市議会議員の玉邑哲雄氏のお二人を証人喚問することで決議されております。証人喚問の順番としては、まず森川正富氏を証人喚問すべきであるとの意見でありましたので、まず森川正富氏の尋問を行い、その後、玉邑哲雄氏の尋問を行いたいと思えますが、御異議はありますか。

江端委員。

○2番（江端一高君） 2名の方に御出頭いただきまして尋問をとということですけども、お一人に関して大体2時間ぐらいかかるんだということなので以前から説明があったかと思うんですが、1日にお二人の尋問というのは、現実的に可能だとお考えですか。

私が考える限りでは、1番目がどちらかになるかは別として、お一人からお聞きして、その内容をしっかり吟味して、それから次の段階、お二人目に入っていくのが非常に現

実的で、また委員会も進めやすいのではないかと思います、この辺はいかがでしょうか。私は、要は1日のうちに尋問するのは1名にとどめておくべきであるというふうに考えております。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、江端委員のほうから1名というお話が出ましたけれども、前回、森川氏と玉邑議員、この委員会で決まりました。玉邑議員のところを見ますと、池田町に行った部分はかなりあるんですね。このことに関しては、もう一般質問と、また一般質問が終わった後、本人さんからの意見とか、またいろいろあって会議録にも示されております。ですから、ある意味では、その部分を割愛して、14番、15番、そして5番は後に持って行って、この部分をまず精査していくべきではないかというふうに思います。

したがって、お二人の時間というのは十分に取れるのかなという思いがします。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員の皆様にもちょっと、お知らせしますけれども、尋問の時間ですけれども、これについては、後ほど決めるような手はずになっていますし、日時とかについてはそうになっていますし、また時間帯についても一応そういうことになっておりますので、またその折に同様、今の江端委員の発言で思い当たれば、再度もう一回、その話については、そこでお話し願えませんでしょうか。時間が何時から何時までというのがまだはっきり固定されているというものではありませんので、その時点をお願いしたいと思います。

奥村委員もそれでいいですか。

今聞いているのは、証人喚問の順番として、こういう順でいいかということをもまず聞いていますので、これでよろしいでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 順番というのは、森川氏、玉邑氏のお二人ですけれども、どちらを先に尋問するかということを決めるという意味合いですね。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○8番（帰山明朗君） 分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 前回の委員会でこの流れで決まったかなと思いますので、委員会で決まったとおり、森川氏、玉邑氏というところで私も賛成です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんも順番としては、この順番でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしということですから、証人喚問の順番としては、まず森川正富氏の尋問を行い、その後、玉邑哲雄氏の尋問を行いたいと思っております。

次に、証言を求める事項についてでございますが、出頭を求める証人に対する尋問事項についての協議になります。証人に出頭を求める際には、尋問当日にどのようなことに関する証言を求めるか、あらかじめ通知しておくことが必要となります。事前に各委員から証言等を求める質問事項について御意見をいただいているところでありますので、資料No. 2を御覧ください。

なお、あらかじめお断りしますが、本日は証人に対し事前に通知する質問事項について御協議いただき、決議してまいりたいと思います。また尋問する際の内容につきましては、弁護士と契約が締結され次第調整してまいりますので、御了承お願いいたします。

江端委員。

○2番（江端一高君） まだ御説明が続くようであれば大変申し訳ないんですが、今、質問事項が非常にたくさん出ていますけれども、一つ一つ、いい悪いというのをここで議決していくんでしょうか。それとも、大枠をそれぞれ決めていくということによろしいのでしょうか、どのように考えていけばいいのか、ちょっと説明をお願いできますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 説明としましては、質問項目の大枠を証人喚問予定者に事前に周知をいたしますので、質問項目というような形でもこの集約結果には出ていると思いますけれども、これを皆さんがこれでよろしいかということをもとに伺っているわけでございます。

それから、それを先にやるのか、それとも質問事項をいろいろな皆さんの御意見でこれについてはどうかというような部分がありましたら、総意の下に、それを入れる、入れないということもあっていいと思います。その場合は、尋問事項の番号で、内容にも入ってきてしまいますので、番号で、この部分についてはどうしてほしいとか、どういう意見だとか、こういったことで論じていただければなと思います。

最終的には、皆さんから出てきた意見ですから、この内容の、今のところは、この青い色で書かれている部分については、見ていただくと分かると思うのですが、青い部分につきましては、意見というような形になっていますので、これは皆さん、ハンドブック112ページ、参考ですけども、証人は意見を述べることはできないということになっていますので、没にした内容でございます。そういうようなことでやりたいと思います。

それで、項目について、森川氏への質問項目1、項目2、2つになっています。これについてどうなのかというようなことで、皆さんにまず聞きたいと思います。

玉邑哲雄氏については質問項目1と上がっていますけれども、これについての御意見を求めていきたいと思っております。

最初に、大枠の何々についてというような部分で証人喚問予定者の方にこちらのほうから、大枠としてこういう内容ですよということでお伝えしたいと思いますので、この部分について、まず御意見を伺っていきたくて、こんなふうに思います。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） ちょっとまだ僕理解してなくて申し訳ないんですが、その証人

の方々に証人出頭をしていただくに当たって、内容ではなくて、どういう形式でお呼びする形になるのか、この内容はどの程度で済まされるのかということ、大枠という、その大枠の意味合いがどういうものなのかを、もうちょっと説明していただけるとありがたいです。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、皆さんが出した部分につきましては、全員の同意があれば、私の共通尋問というような形で述べさせていただく形になろうということで御承知願いたいと思います。

意味分かりますか。このずっと番号が振ってありますでしょう。左側に番号が振ってある部分については共通尋問内容ということで、委員長から尋問させていただくという形になろうかと思えます。それは適当でないということであれば、ちょっと御意見もいただきたいわけですし、それから質問項目っていう大枠で捉えている部分については、先ほども言いましたように、証人喚問予定者のところにこの内容で事前にお知らせするという意味で、この内容を考えていきたいということでございます。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私たちがいただいています100条調査ハンドブックの74ページに、証人出頭の請求という書類の書式例があるんですが、今言う大枠というのは、2の証言を求める事項ということ、どういう言葉にするか、今、私たちがいただいています質問項目1、質問項目2をここに書くということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。何々についてって書かれていますでしょう。

質問項目1、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について、森川氏のほうには告発文などの内容についてというような形で、このままであればこういう形になります。これが出頭請求書という部分で上がってくるものと思えます。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） この大まかな文章で提出すると。この上の事件というところは何を書くんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 事件は、今のこの題目です。

具体的には、今100条調査の調査事項が2項目ございます。その、例えば1項目めであれば、事件名は新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事件と、こういうような形です。

いいですか。林下委員。

○1番（林下豊彦君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） そのほかございますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 提案委員が3人とか1人とかっていろいろ出ていますよね。森川氏に対する質問に関しては、3人が一番多いところがあるんですね。ですから、3人の部分に関しては委員長のほうで質問していただいて、あとに関しては、個人の時間が10分あるというふうになっていますので、個人個人で質問したらどうかなというふうに思

います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 確認ですけども、今の奥村委員の意見も、いろいろ細かい、いわゆる質問項目1の1、2、3、4、5、6とか、質問項目2についての7、8、9、10とかのこの細かい部分に入った質問の具体的なやり取りの仕方について御提案いただいたものだと思います。

僕もいろいろとこのやり方には、また御相談したいことも御提案したいこともあるんですが、先ほどから委員長おっしゃってなるところは、まずはその細かいところには入らずに、大きな項目だけを決めてということですので、この議論についても今入っていてもいいのなら、今また奥村委員の意見と共に、私も意見を出させてもらって協議に参加したいと思えますし、その辺はどうすればよろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今日は、質問事項を事前に証人に事前通知する質問項目についての協議だけにおこうかなと思っております。あと内容、細かい番号につきましては、あくまでも弁護士さんとの調整という部分もありますので、弁護士さんと協議しながら、これはいけますね、これではちょっといけない質問の仕方ですとかいろいろ出てくると思うんですね。そういうようなことを、弁護士さんとの契約が締結され次第、調整してまいりますので、また、具体的な細かい内容につきましては、今の直接的な質問内容については誰が受け持つのかとか、こういうような形だったらこういうふうなルールをつくらうとか、そういった部分については、その後、調整したいなと思っております。

こういうことをございますけれども、証人に対して事前通知する質問事項としたいと、今のこういう内容で出てきたわけをございますけれども、証人に対する事前通知するものについて、あと全体的なお考え、質疑はございませんでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 確認なんですけど、森川マサアキ様とお呼びするのが正しいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） マサアキ様です。（後刻に訂正したい旨発言あり）

○8番（帰山明朗君） 森川正富様についての今、委員長おっしゃる趣旨での証人出頭請求書に記載する質問事項については、確認なんですけれども事件名については、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事件ということにされて、質問項目の1番が、この資料に書いてあります公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発について、そして次の2項目めとして告発文の内容についてということですね。

そしてあと玉邑氏についても、今、言えばいいんですか。

森川氏から先ですか。森川氏についてだけ先に決めるということですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、森川氏について、まず決めていきたいと思えますけれども、ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。
採決いたします。

証人に対して事前通知する質問事項については2点、公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発についてと、告発文等の内容についてと、この2点にさせていただきたいと思っておりますけれども、この2点とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、森川証人に対して事前通知する質問事項については、さきに言ったとおりこの2点といたしたいと思っております。

それでは、玉邑証人に対しての質問についても伺いたいと思っております。

今、出てきているのは、玉邑市議と福原市議および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてという1点が出ております。

これに関して質疑を受けたいと思っております。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 質問項目はこれで妥当なのかなと思うんですけれども、質問事項につきましては、もう9月議会で既に議会の中での発言ややり取りもあったので、それを肯定するというわけではありませんけど、もうきちんと議事録にまでなっていく事案なので、ここで今100条委員会として再度審議するという、証言をいただくというのは、時間……そういうところは省けるんじゃないかなと木村は思う部分であります。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員にちょっと伺いますけれども、省くということは喚問しないということですか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 違います。尋問事項の1、2、3あたりが、特に……。項目ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 中は調整いたしますということなので、もう一度論点を……。お願いします。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 項目が、これに関しては、他市町議員への働きかけ工作事案だけなんですね。そして、14番、15番、この辺に関しては全くその項目が違うんです。ですから、この14番、15番に関しての項目を入れるべきだと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員に伺います。

そうしたら、この14番、15番の表題項目というんですか、そういった部分については、どのようなことにすればいいわけですか。今、聞いているのは、喚問証人の方に事前に通知するわけですか。この事件で、こういう内容というような形で通知するわけですが、その内容について、事前に通知する文言というんですかね、それをお聞きしているわけで、奥村委員そのような内容でお答えください。

○10番（奥村義則君） 公取委員会に出されたものの中に、市長との面談のセッティング

とかというような部分があります。ですから、その事実確認というのは必要だと思います。そういう部分で入れてほしいなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりますけど、何々についてという形の何か題目というか、そういうものがありましたらそこまでおっしゃってください。こちらもその意見を皆さんにお伝えするのがなかなか難しいので。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） だから、今言ったような内容の、告発文に書かれていることの実確認という形でどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですか。

今、奥村委員のほうから出てきたのは、14番、15番については告発文に書かれている事実確認についてというような項目をつけたらどうですかということです。

江端委員。

○2番（江端一高君） この100条調査特別委員会において、まだ何一つ記録、書類、資料等の提出依頼をしていません。ですので、委員会としては何一つ資料がない状態で、今、この質問事項を決めるんだという形で進んでおりますけれども、そう考えますと、今、奥村委員がおっしゃられました玉邑哲雄氏に対する質問項目、尋問項目のうち14番、15番については、先ほど出ました森川氏が公正取引委員会へ提出されたと思われる書類をもって初めてそれが明らかになると思われまますので、現時点では、この14番、15番を証人出頭請求書の質問項目に追記するというのは間違っているというふうに私は思います。以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 同じような意見になりますが、さっきも委員長おっしゃったとおり、この細かい項目に関しては、やはり弁護士さんとの相談が必要だと思います。ですから、事実関係を1人の森川さんと確認して、そしてその後にこの文章は練らないとできないことかなと僕は思いますが、委員長いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにちょっと御意見を聞きたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、奥村委員のほうから玉邑哲雄氏に対しまして、証人出頭請求書の証言を求める事項として書くことについて、2番目ですね。1番については、玉邑市議と福原市議および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてということですが、2番として公正取引委員会に提出された文書に関してということで大まかに言われたんです。これは森川氏が公正取引委員会に出されたという文書だというふうに読み取って、その意味で発言させていただきますけれども、私も先ほど江端委員、林下委員がおっしゃられたのと同様でありまして、森川氏が公正取引委員会に出したとされている文書の写しにつきましては、広域衛生施設組合議会の審査の中で提出されたわけでありまして、これは組合議会の中で審査をいたしました。なお、その際には、そのときの議会議長の考えと、そしてまた議会の同意によりまして、

その内容においては、名前、そして業者名等は全てアルファベットに置き換えられておりまして、広域衛生施設組合議会の中でも名前については明らかにされていないところでもあります。その後一般質問の中で、るるいろんな名前が出てきましたけれども、元となっているこの文書の名前が確かにその人であるということを、告発文書を作成された方である森川氏に確認して、そして、その文書の正確性であったり、事実の中身についても、証言を求めた上で確認させていただいた後に、この森川氏の文章についての証人の出頭要求、もしくは、それに基づく証言を求めていくほうが妥当だと思いますので、森川氏の証言が行われていない現段階において、もしくは、森川さんから提出されるこの消していないといいますか、名前であったり業者名をはっきりとさせていない文書が正式に提出される前に、玉邑議員に対して公取に提出されたというこの文書について聞くというのは、ちょっと正確ではないといいますか。その後というなら分かりますが、ちょっと今この時点で行うのは、よくないのではないのかなというふうに意見を申し上げます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 正式に固有名詞が書かれている書類を、事務局はもう預かっていますよね。事務局に聞きますけど、各委員にこれ送っていますよね。データを送っていますよね。

○議会事務局長（九島 隆君） 奥村委員おっしゃるとおり、先日、議長に確認の上、100条調査特別委員会のほうの委員のほうにデータで送らせていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） もうデータが送られているということで、固有名詞載ったものが皆さんのところに来ているわけです。私のところに来ています。したがって、事実確認ということであれば、別にこれは遜色ないと。その日に呼んでも不思議ではないというふうに思いますよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 私も、参考資料だということで事務局のほうからメールで送られた文書は拝見しましたがけれども、やはり正式な100条調査でありますので、証人が出てきてその中身について問うときに、偽証罪にも問われるわけであります。ですから、基づく文書につきましても正式に要求して、記録提出を求めた本人が、きちんと、例えば原本なら原本、コピーの写しだということを担保した文書の中で議論するのが妥当だと考えます。事務局が誰かの手を通して預かった文書が100条調査の根拠になるというのは、本当にこの調査委員会の資料としては妥当かというふうに思います。

あともう一点申し上げますと、広域衛生施設組合に提出された文書については、先ほど申し上げましたとおり名前を伏せた文書を頂戴しています。もう一点は、先ほど事務局からメールで送られたもの、これは第2回委員会の以降に送られたものでありますし、受付は9月20日鯖江市議会と判こは押してあるんですが、実はこの文書が同一の内容で

ないんです。正直言いますと、事務局のほうから頂戴した後にいただいた文書の中には、7行ほど、最初組合で提出された文書には載っていないものがあります。そして、一番頭のかがみにつきましては全く同様で、石川議長への提出ということで、事業名については鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設事業と書いて、そしてこれは公正取引委員会へ2月に送付した同一資料だというふうに、どっちの資料にも書かれているわけです。ところが本文について7行にわたって、組合に提出されたものが欠落しているのか、後ほど提出されたものに足されたのか私分からないんですけど、いずれにしろ、森川氏が公取に出されたとされる文書で2通いただいた中でそれが同一でないものですから、これはこの際ですけれども、御本人来ていただくことになっていきますので、森川氏が提出された原本、もしくは原本がなければそのコピーだということを本人に御担保いただく中で、その資料に基づいて審査をするほうが妥当ではないかというふうに、この点をもっても思っているところであります。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 今ほど帰山委員がおっしゃられました資料に関してですけれども、鯖江市議会の事務局から今回参考資料として提示をされた、メールで送られました資料ですけれども、本来であれば、広域衛生施設組合側に対して提出された資料であると、宛先からそのように私は見るんですが、広域衛生施設組合側の議員にアルファベットで書かれたものしか配付されていないのに、なぜそれが塗り潰されたものではないものが、先に鯖江市議会のこの100条委員会のメンバーに開示されているのでしょうか。私、大変疑問に思います。本来であれば、広域衛生施設組合側の議員に開示をされて、それから、100条調査委員会が正式な手続をもって資料請求をしていくのが本来の筋であると思えますけれども、なぜこのような形に至ったのか、委員長に説明を求めます。お願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） 説明を求められても、これは鯖江市議会のほうに出されたものにつきましては、令和4年9月20日の受付でございます。ということは、いわゆる9月9日の本会議で動議がありましたけれども、この動議によりまして、議長、3月1日に石川議長にいただいたものを、この動議に関係するというようなことで、市議会のほうに議長のほうから保存しておいてくれというようなことで受け付けたものと私は聞いております。

ですから、内容について、一番最初のものとは異なった部分があるというような疑義につきましては、これが結局、本物かどうかというよりも、中身がほとんど同一である以上、いわゆる、提出先にあげたものと同様のものを鯖江市議会が預かって、受け付けたものというようにしか言いようがありませんので、私のほうとしては。ただ、この両方を眺めてみた場合、先ほど言われたとおり、新しい部分がちょっと付け加えられていたという事実はありますけれども、相対的に言うと、ほとんど同一というような形であるのではないかなと、こんなふうに認めております。

江端委員。

○2番（江端一高君） 私は内容に関して説明を求めているわけではなくて、3月29日に鯖江広域衛生施設組合側の議員に対して配付された資料、それがA、B、Cとアルファベットで表記されていましたが、そうではないものがなぜこの時点で、100条調査委員会として正式に求めているにもかかわらず、このような形で委員に配付されるのはどうしてなのかとお聞きしているんです。

100条調査の資料請求は、委員会の議決をもって請求をするんだということでここまで進んできたかと思うんですが、なぜそのルールを無視して、このような形で配付をされるのか。しかも、塗り潰しでないものが配付されているというのは、いかがなものかと思うんですが、その点は委員長、どのようにお考えですか。

○委員長（丹尾廣樹君） どう説明すればいいかということですが、これにつきましては、いろんな、例えば直接的に御本人さんと打合せしたり、そういったことで、そういう部分のことを聞き及んだというような議員さんもおられるわけでございまして、その内容については、証人として呼ぶ森川さんが出したものと同一なものか、こういう内容でというんか、その真実の内容については、いささかも変わってないというかね、変更がなければ、それを吟味する理由はどこにもないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今回の江端委員の意見というか、つまり動議として出された新炉建設ごみ焼却場の入札過程、それと企業選定、こういうものについて、どこに真実性があるのか、真相がどこにあるのかということでもって、疑義があったということでこうした100条委員会が設置をされたわけやの。だから、その点については最大公約数だと思うんやって、立場の違いがあっても。少なくとも100条調査委員会ということで選任をされてここに就いている以上は、どういう立場の違いがあっても、真相は明らかにすべきだと、こういう立場に立つべきだという具合に私は思うんやっての。

だから、これは100条調査委員会が設置する前に出された文書なんやろ。9月20日というのは、100条調査委員会が設置する前に出された文書やろうと思うんやって。これは本人が自主的に出してきた、あるいは自主的ではなかったとしても、議会側からもう一遍正式に出し直してくれということでもって要請して出されたもんかもしれんという具合に私は思うけど。だから、確かに食い違いがあるという話は、せんだって聞きました、実際にはね。しかし、食い違いがあっても、その中身そのものについて何か重大な食い違いがあるわけではないと思うんやって。大体同一趣旨の中身が書かれていると。だから、その中に真実性があるのかないのか。それがこの100条委員会で問われている大事な論点であるし、我々の立場だと思うんやって。だから、そこで一致できるんだったら、今の江端委員がおっしゃったようなことと言うというのは、果たしてどうなのかということ。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 菅原委員のおっしゃる本質がね、ということではありますが、ど

ちらも提出しましたという文書をこうやって表に出して、中身が違うということは、やはりそれも確認は必要だと思うんです。ですから、まずもってその確認をする。僕は、だから否定はしないです。その確認をして、その後、確認して中身が信じられるということで話を進めるべきであって、今の段階でこの中身を基に何かを、先に進むということ自体は、ちょっと順番的にはおかしいかなと思うので、やはり先ほど言った後半の文章に関しては、もう一度検討する必要がありますし、それはまだ弁護士さんと相談の上でのことだと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 確かに、その中身についてそごがあると、その部分について何でそういうそごが出てきたのかということについて究明するということは、一つの手続として必要だろうと。こういうのは分かります。

だから、一番最初に森川氏を証人として、ここに来ていただく。その場でもって、すぐそれについては確認することができると思う。その後で、玉邑議員についても尋問するわけやさかいに、そういう点では一連のものとして扱うことができるのではないかという具合に私は思います。

だから、今この尋問項目の中に14番と15番として記載されている中身については、確かにこの委員会に配付された文章はちょっと若干そごはあるかもしれんけども、その部分について何か重大な食い違いがあるとか、そういうものはないと思うんやって。それは共通して、その分の記載はちゃんとされているわけなんやさかいに、それで今とやかかく言うということはないのではないかということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 皆さんおっしゃられるように、菅原委員も含めて、本当によく分かるんです。そごがあることについては、正確かどうか確認していけばいいということでありまして、これが公正取引委員会に出されたということでありまして、出されたということについても確認して、もしくはそれで調査が始まったかどうか確認して、この文書の正確性をまた御本人から担保していただきたい。それに基づいて、中身についてもまた何が真実かということをはかっていきたいということでありまして。

いずれにしても、前回の議論の中でもありましたけれども、文書に書いてあるからということだけで、誰かから証言を求めるというのはちょっと危険だろうと思っております。その文書があるのであれば、その文書を書かれた人にお尋ねして、その文書の正確性を確認した後に、次の証人を呼ぶ、もしくは証言を求めるという手続が、時間はかかりますけれども、この調査委員会に求められるべきことだと信じておりますし、そうであろうと思っております。

したがって、森川氏のこの公正取引委員会に出されたとされる文書に基づいた内容について、現時点で玉邑氏に出頭を求めるということの中に公取委に関する文書について質問事項に入れるということについてはまだ早い、早いといえますかそれを確認してから後だということだと思います。そしてまた確認した後にその必要があれば、改め

て行っていくべきことなのかもしれないと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員に確認させていただきましますけど、確認された後というのは、この今の、例えば奥村委員が言った告発文に書かれている事実確認についてというような形でまとめられている部分については、次期のお二人の喚問をすることでその順番を決めておりますけれども、そのときには聞かずに、また玉邑議員をもう一回を呼ぶという、そういう意味ですか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 聞いてから後、誰を呼ぶかということについては、現時点で明言できることでもありませんし、推測することはしないと思いますけれども、現時点で、今お話ししているのは、森川氏に出す証言を求める事項、出頭すべき日時を後から決めて、それからあと玉邑氏に対しても出頭すべき日時と質問する事項というのを同時に出されるのか、日にちをずらして順番をこうすることなのかも、流れであれなんですけれども、例えば同時に証人出頭の請求書を、日時はいつであれ出すということであれば、森川氏の証言前に書けることについては、公取のことについては書けないというふうに、書類の中ではそのように感じております。

日にちが、例えば1番目は森川氏やけれども、2番目に呼ぶのは玉邑氏であるけれども、それを聞いた後に改めて出頭日時であったりとか、もしくは証言事項について決めていくということであれば、それを聞いた後に話して決めればいいと思いますが、そういったことではないんだらうと思っていますので、現時点で、玉邑氏の質問を求めることについて書けるのは、同市議ともう一人の市議および職員による他市町議員への働きかけ工作事案についてのみでありまして、公取に提出された文書についての質問を現時点で出すことは反対であります。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 29日ですか、弁護士さんにもいろいろ相談されるということなので、このことも含めて弁護士さんに聞いていただいて、私が言ったようなこと、玉邑議員への質問項目として入れていいのかどうか。その辺も弁護士さんのお力を借りて、行っていったらどうでしょうか。そういうふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 非常に、確認の合意を取るのはなかなか難しいんですけれども。菅原委員。

○20番（菅原義信君） 弁護士さんにその手続の問題について、いろいろと確認をしていくということは大事なことだろうとは思いますが、今ここでは証人に誰を呼ぶかということを中心に議決せないかんわけやろ。そうするとちょっとまた1テンポ遅れるということになるんじゃないか。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人を呼ぶ議決については決まっているんです。

○20番（菅原義信君） 質問項目はいいんか。

○委員長（丹尾廣樹君） だから、今は質問項目を言っているわけです。

○20番（菅原義信君） だからそれはいいんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 質問項目についてはいいんですけど、その内容が2つありますよというところと、2つ出るにしても、それははっきりしてから、1つはやって、もう一つは後日にもう一回呼べばいいんじゃないですかというのが、帰山委員の御意見だと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） それは、確かに慎重、丁寧な議論というのは、この委員会は大変必要なところだとは思いますが。しかし同時に、最初に委員長が提案したスケジュールでいくと、やっぱり今年度中に結論を出したいということであるし、多分それは合理的な判断だという具合に思うんやっつての。だから、慎重、丁寧な議論をやるということを前提としつつも、やっぱり期限までには一定の結論を出したいと。だから、その並行というか、それはやっぱり考慮してもらわないかと思う。

そういう点でいくと、なかなか時間的な配分は難しいかしらんけれども、午前中に森川さんと呼んで、午後から一定の時間、1時にすぐ始めるとか1時半に始めるとかということではなしに、もうちょっと遅らせた時間でもって、一定の質問の中身について精査できるような時間配分をおいて、玉邑議員についても来てもらおうと。そういうような方法でもってこなしていくということも、やっぱり必要性があるんじゃないかなという具合に、私は思いますけれども。江端委員どうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 菅原委員から意見を求められましたので、発言させていただきます。

おっしゃられるとおり、そのようなスケジュール、同じ日にお二人が来てもいいですよという御返答があって、初めてそれがかなう話ではあると思っています。我々のほうから、この日というふうに御相談、出頭要請をしたとしても、それがかなわないこともございますので、その辺は、この後の話になっていくかと思えます。ただ、それが同日開催が可能であると。また、来ていただくお二人がいいよと言っただけなのであれば、菅原委員がおっしゃるとおり、その間に時間を取って、先の方の証言を十分吟味する時間を3時間か4時間か分からないですけども取って、2人目を行うというのは可能だろうというふうには、私も思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時50分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開をいたします。

先ほどの説明の中で、1点訂正をさせていただきます。先ほど、森川マサアキさんというようなこと言いましたけれども、正確には森川マサヨシさんです。お名前、森川マサヨシさんで訂正をお願いしたいと思います。（6ページの発言）

先ほどの質疑ですけども、事前通知する質問事項について、お諮りいただいたわけです。玉邑証人につきましては1点、玉邑市議と福原市議および鯖江広域衛生施設組合

事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案という1点のみというお考えと、そして、今のそれに加えまして告発文に書かれている事実確認についてということで、奥村委員のほうから出ました。奥村さんはこの2点ということですか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 委員長の言われたとおりです。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） まず、意見というか本心で言うと、これは必要ないかなと思って
いるんです。その理由の一つは、今回のこの調査項目、出頭請求書のところの1事件の
ところに、各項目として、玉邑議員の場合は、調査項目2の玉邑哲雄市議会議員と福原
敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局員による他市町議員への働きかけ工
作事案ということであるならば、今、調査項目でいう14、15に關しまして言うと、事件
が別事件のことになるかと私は感じております。ですので、今回の玉邑議員を出頭要請す
る場合の事件は調査項目2に該当しまして、そして出頭を求める事項に關しまして言う
と、今の1点に収めなければいけないと私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員がきれいにまとめていただきましたけども、1点物で
いきますか、それとも2点物で質問事項にしますかということで、そのほかにまた御意
見があったら。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 私も玉邑哲雄議員の質問項目については、この資料にあるとおり
質問項目2の1つだけ、他市町に行つての他市町議員への働きかけ工作事案についてと
いうことのみでよいかと思っています。その理由に關して、いま一度申し上げますと、
やはり菅原委員のほうからも慎重、丁寧であることは大事だけれども、過ぎることはや
っぱり調査のスピードとかに影響するんじゃないかという懸念の声をいただきました。
私もまさにそれは同感でありますけれども、しかし一方では、今回の森川氏に証言を求
める事項、そして、この証言を求める中の根拠となっているのは、この公正取引委員
会に出されている告発文書であります。

私自身のこれまでの調査であつたり、もしくはこれに關わる本会議でのやり取りを聞
いての考えですけれども、やはりこの告発された文書の中身自体が今回の疑義に關して
は大変重要性を持っている。そしてまた、ここに書いてある中身自体が正しいかどうか
を一定の段階で確認しておくこと、そして、委員会としてもそれを承知しながら次の証
言に進む、もしくは喚問に進むことが大変重要なことだと思つておりますので、まず最
初のこの文書に対する正確性、森川氏の証言に關しては慎重、丁寧に行うべきだと思
います。

そして、この慎重、丁寧に行うことが、結果として、委員会として結論を求めるた
めの審査を、スピード感を持たせることになっていくと、効率性を持たせることになつて
いるというふうに私自身は考えますので、そう思つています。

ですので、玉邑氏には質問項目1だけでいいのではないかというのは、現時点の中での

上げられる質問事項については、森川氏の告発文書の中身を、まだ証言の確認を得ていない段階で、この文書に書いてある内容を基に質問をするというのは、やはり違うという思いでありますので、そういう意見を申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 確かに、いわゆる事件番号でいくと1と2と、2つあるということで、玉邑議員の場合については2という、その件についてだけ単独でもって尋問したらどうかという御意見ですけれども、先ほども言いましたけれども、既に我々委員のところには送付されておる告発文というものがあって、その中には、玉邑議員の名前もちゃんと出ているわけやの。そこが、言ってみれば起点になっているような、つまり森川氏がなぜそうした告発をしなければならなくなったのかという、その起点のところ玉邑議員の名前が出ていると言ってもいいと思うんやつの。

だから、事件番号でいくと、1があつて、2が出てくると。つまり連続したものというか、そういう具合に、これは今のところは推測だと言ってしまうとそうなのかもしれんけども、しかし、それは極めて合理性の高い推測だという具合に私は思うわけやつの。だから、やっぱりその全体を早く明らかにするためにも、1と2を絡めて質問するのは、やっぱりこの委員会としては当然ではないかという具合に私は思います。

時間的な配分の問題だとか、一定の丁寧さというか、そういうのも担保できるような時間というのは必要だとは思いますが、でないと、またもう一遍お出ましを願うということになってしまう、結果としてはね。だから、多少ちょっとニュアンスは違ふかもしれんけども、その森川氏の後に玉邑議員にここに来ていただくということのほうで、委員会の運営の仕方としてはいいのではないかという具合に私は思いますけどね。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 菅原委員おっしゃることも分かります。

前回議決したことについて文句を言うのはルール違反だとも思いますけれども、そうした意味も含めて、最初の証人は森川氏だけにとどめて、そして森川氏のおっしゃられる証言に基づいて次の方を呼んでいくほうが合理的なのではないかという意見を申し上げましたので、まさに菅原委員の意見と同感でありますし、前回そのように申し上げた理由もそこにありました。しかし、結果的にこういうことになっておりますので。

繰り返し申し上げますが、私、広域衛生施設組合議会の中で、AとかBとか塗って名前であったり業者名を消されている、この文書を提出いただいて、これについて広域衛生施設組合議会として議案に審査にかかるときにこれについてどう向き合うかという議論を他市町の議員さんも含めて行ってきたわけでありまして。そうした中で様々な議論を経て行き着いた結果が、公取に出された文書でありますので、公正取引委員会が受領して調査を始めたということが確認を持った時点で、この文書の中身について正確性のあるもの、もしくは調査が始められたものとして取り扱うということで、現時点ではそれが確認できるまでは、この文書については継続して、そのままにしておこうということ

でありました。

その後、議長を通じまして、公正取引委員会が受理したかどうかを改めて尋ねていただく機会もありましたけれども、そのときも受理したかどうか分からないという結果でありました。この文書が公正取引委員会が受理して調査が始まっている文書なのかどうか、そして森川氏がどういう根拠の中でこれを書かれたものなのかどうかというのは、やはり重要なことであるし、それ自体が今後の証言に関わる重要事項だと思いますので、菅原委員がおっしゃることは分かりますけれども、この文書の正確性であったり、内容を御本人に伺う中で、一定の、私自身は個人的に確信を持てるまでは、この文書に基づく証言を、証言の前に誰に対しても求めていくということには強く反対の意見を述べさせていただきます。

ただし、証言を得た後で、この委員会の中で、この証言に基づいて必要であるということで議決した内容については、それはしっかりと聞いていくべきだというふうに、併せて意見を申し上げます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 公正取引委員会が受理したとか、調査を始めたとかいうのは、これはもう公正取引委員会に聞いても、これは教えてくれません。絶対教えてくれないんですよ。それは皆さんもよく御存じだと思うんです、当たり前の話なんです。そう思いませんか。ですから、そういうような議論というのはこの場ですべきではないというふうに私は思いますね。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 例えば、警察に関わる事案であったりとか、もしくは公正取引委員会もそうだと思いますけれども、聞いても恐らく教えてくれないだろうと思います。それは司法に関わる場合でも検察なんかもそうであります。

しかしながら、御本人に対しては、何らか調査が始まったら、公正取引委員会なり、もしくは司法が動いているのであれば、そちらのところから連絡がいつている可能性はあるのではないかと考えていますので、それは公正取引委員会にお伺いするのではなくて、御本人に今現在どうなっているかと確認することはできると考えています。

それでもなお、もう一点申し上げますと、先ほど申し上げた公正取引委員会に聞いても分からないことであるから、なおのこと、この文書の正確性であったり、その中身を問うのは御本人に聞くしかない。その中で、それぞれの委員が、その証言に対してどういふふうに判断して、例えば正確性であったりを判断しながら次に移っていくということだと思いますので、公正取引委員会が教えていただけないので、なおのこと御本人にお伺いする中で、しっかりと証言を求め、そのことに基づいて、委員会としてはいろいろなことを議論していく必要があるというふうに考えます。

○委員長（丹尾廣樹君） この辺で質疑を終結したいと思います。

2点挙がっております。1点にするか、それとも、この2点を同時に行うか、挙手で

決めたいと思います。

それでは、最初にあった玉邑市議と福原市議および……

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) いやいや今言ったのは、調査項目を1点にするか2点にするかということで今取りますよということ。だから、1点目は玉邑市議と福原市議および衛生組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案について、2点目は告発文に書かれている事実確認についてということで、これ1点物か2点物かということで採決を採りたいと思います。

最初の1点、他市町議会への働きかけ工作事案1点でいきたいという委員の挙手を求めます。

(挙手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手3人であります。

それでは、この他市町議員への働きかけ工作事案と告発文に書かれた事実確認についての2点で行いたいという方の挙手をお願いします。

(挙手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手3人であります。

採決の結果、1点が3名、2点が3名となって、こうすることで、ついでには鯖江市議会委員会条例第17条におきまして、可否同数のときは委員長の決するところによるとございますので、私の意見を述べさせていただきます。

私の意見と申しますのは、やはりいろいろな委員さんの御意見、まさにもっともだと思えます。この委員会を結果的に早く進めたいという気持ちもよく分かります。そういった中で議論があったわけですけれども、私はこの部分について、奥村委員の言われた告発文に書かれている事実確認についてというような部分でございますので、内容は今のところは14、15という項目でございますけれども、この内容を吟味した上で事実を確認することについては、いささかも問題ないと、このように考えております。そういうことで、これにつきましては質問項目を2点としたいと、このように思っております。

こうすることで、2点の項目とすることに決しました。

次に、出頭を求める日時および場所についてでございます。

会場につきましては、前回の委員会で御協議いただきましたとおり、全員協議会室となります。日時につきましては、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日の5日前までに証人に対してその旨を通知する必要があります。弁護士との事前相談および事前的な手続もあるため、12月6日午後1時30分からと考えておりますけれども、質疑はございませんか。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) まず、弁護士さんとの打合せ等を先にはしないのでしょうか。

○委員長(丹尾廣樹君) 弁護士さんとの打合せは当然やります。内容も、このことについてはちょっと無理があるというような話になりましたら、その下で訂正を、皆さんと

ともに協議させていただきながら、また変えていきたいと思っております。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) その弁護士さんを交えて話すというのは、委員会を開いて話すということですか。

○委員長(丹尾廣樹君) 最終的には、先ほどもちょっと言いましたけれども、委員長がまず共通の証人に対しての尋問を行います。それは共通事項として行わせていただいて、そして、また各委員さん方には、およそ6人ですので、6人で1時間という割り振りで考えておりますので、平等に分けますと大体10分程度の関連質問というような形になるかなと思っております。当然、共通の尋問内容につきましては、皆さんから出たものをどのような形でというような、そういう内容につきましては、また事前の、できましたら協議会みたいな形の中で最終的には決めていきたいなと思っております。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 私がちょっとお聞きしたかったのは、弁護士さんと私たちはどのタイミングでお会いできるのかなと。弁護士さんには、今のこの1、2の事件のことをどういうふうに誰がお伝えしているのかなということを確認したかったんです。

○委員長(丹尾廣樹君) その確認につきましては、皆さんにも事前に、第2回でお話ししておと思うんですけど、これの予算の決議がございますので、11月29日にその決議をさせていただいて、できたら29日中に、その後、決議後、契約させていただいて、そんな流れで、その後お会いできるかなと思います。

皆さんとの御相談は、その後1日か2日ぐらい皆さんの御意見をお聞きしたいなど。最低5日間の日取りが必要ですので、その前ということになりますと、皆さんと最終的に話させていただく細かい点につきましては、1日か30日か分かりませんが、そこら辺で時間をちょっと取りたいなと思っております。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 委員会が開かれるということですか。

○委員長(丹尾廣樹君) 100条委員会ではなくて、協議会的なことで委員の間の協議事項をまとめていきたいなと思っております。

○1番(林下豊彦君) 委員として委員会は開かれずに、どなたが何をまとめるんですか。もう一度ちょっと確認です、分からないので。今の話が、ちょっと理解できてなかった。弁護士さんと契約した後、私たちとともにその弁護士さんと、今のこの事件に関して打合せといいますか。弁護士さんはそれこそ何にも関わってなかった人なので、私も衛生組合と関わってなくて情報があまりないんですね。ですから、弁護士さんとも同じように、弁護士さんにいろんな情報が伝わるのなら、私も同席したいと思ったりし、ぜひとも委員会の場でそういうことを話していただくとありがたいなと思っております。

○委員長(丹尾廣樹君) 100条委員会は今日なんですけど。ちょっとそこら辺は御理解願いたいなと思っております。協議会という形で皆さんと話したいと思っております。

○1番(林下豊彦君) 協議会というのはどういうこと……。委員会とは違うんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 委員会の審議進行とか審議は委員長の責任だと思うんですけども、今、弁護士さんとの契約が済んだ後どういうふうに進めていかれるかというのは、やはりそれも委員長にある程度お任せしていかないと、一つ一つに100条委員の委員会が開かれて、一つ一つそこで弁護士さんと相談する、もう内々に相談してもらえば済むことでも、委員会で必ず決議をしながら弁護士さんと内容によっては相談しなきゃいけないこととか分かれてくると思う。そこらあたりはもう委員長にお任せして進めていただければ、そのための委員長だと思いますので、しっかり仕事をしていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） よろしいですか。

今、出頭を求める日時および場所を決めなきゃいかんということで、それについてお諮りしているわけでございます。だから、結局、日時につきましては、証人に出頭要求するときは、出頭すべき日の5日前までに証人に対してその旨を通知する必要があります。弁護士との事前相談および事務的な手続もございますので、先ほど言いましたように12月6日の午後1時30分からと喚問の日取りを考えておりますけれども、いかがでしょうかという諮り方をしています。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 話を先に進めるとして、1時半から、例えば証人喚問、森川さんがございます。質問は約2時間かかったとして、先ほど菅原委員がおっしゃったとおり、それを基に、また玉邑議員に対する質問等を、もう一度事実確認をした後にまた改めてということになりますと、時間的な余裕というものがどれくらいあるのかなと、その日に本当にできるのかなという不安もあります。いかがですか。

○委員長（丹尾廣樹君） その部分についても、やってみなければ分かりませんが、一応、予定としては、こういった時間帯しかありませんので、それでお願い……

（発言する者あり）

○1番（林下豊彦君） 質問ですけども、午後1時半からというふうに委員長おっしゃっていたんですけど、いろんな事情があって1時半とおっしゃっていると思うので、そこから、先ほど菅原委員もおっしゃったとおり、1つあって、その後は休憩じゃないですけども、やはりそれを事実確認しました、終わりましたって、さっさと次に行くのではなくて、その中でやっぱり検討、委員会としていろいろ考えなきゃいけないことも当然出てくると思うんです。その後すぐに質問というような、時間的な制約がある中で、可能なのかなというふうに、ちょっと疑問というか、思っているんですが、委員長いかがなものかなと思ひましてちょっとお聞きしています。

○委員長（丹尾廣樹君） それは委員会の流れでございますので、あまり遅くなってきましたら、いろんな方に御迷惑をおかけしますので、延会というようなことも考えられるかなということは思っております。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 6日という話で、開会が1時半というお話でしたね。これ1時からにしていただけませんか。1人当たり大体2時間というようなお話なので、1時から始めれば3時ですよ。15分か20分休憩して、次2人目ということであれば、ちょっと、5時過ぎにはなりませんけれども、5時半ぐらいになるかも分かりませんが、それは委員会として粛々と進めていくべきだというふうに思いますね。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 奥村委員の今の休憩時間が15分程度で粛々と進めるという案にしましては、反対させていただきます。

先ほど菅原委員もおっしゃってございましたけれども、やはりさきの尋問において出された証言に対して、しっかりと精査を行うべきであると私は考えますし、これは一般的に考えてそうではないかと、新しい事実などが出てきた場合は、15分でその精査は当然できませんので、ここはやはり無理のない日程で行っていくべきであると。間に15分しか挟まないというのは、やはりちょっと無理があると思いますので、それが3時間になるか4時間なるかはちょっと私分かりませんが、精査の時間は十分に取って行うべきであるというふうに考えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 証人に対する尋問内容は前もって知らせてあるんです。知らせてあるんですよ。そうでしょう。そのことを聞くんですよ。ですから、精査というのは、休憩の間、時間を取って、その間に精査すべき問題ではないというふうに思います。初めから出しているわけですから、違いますか。私はそう思いますけど。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 確かに、質問項目は事前に通知をするというふうに私も理解しております。ただ、尋問に来られた方の答弁に関しては、当然、私は知りませんので、それを聞いてから初めて考え出すこととなりますので、今の奥村委員の御意見はちょっと無理があるというふうに、私は思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 追加した項目ですよ。玉邑議員に対して、2つ目を追加しました。このことに関しては、いわゆる森川氏の証言があります。そして、同じことを聞くんですよ。そういうような内容ですよ。ですから、精査というのは、お二人の回答が得られて初めて精査ができるんです。違いますか。私はそう思うんです。そう思いますけども、委員長どうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 事実の確認ということに関してですので、議員であれば本会議にも出ています。本会議のときにも何人もその質問もやっています。聞かれる内容のあったかないかというような確認は、やはり本人としては、当然、こうですというような形で述べていただきたいなと思いますし、それが議員の務めだと思っております。だから、確認はできると思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 時間割についてでありますけれども、私も先ほど菅原委員も江端委員も先ほどからおっしゃっていらっしゃるように、やはり証言と証言との間には一定の時間をおくことが必要だろうと思っています。質問項目は事前に打合せしますけれども、1時間にわたる共通項目の質問については、一定の共有を図りながら丹尾委員長が質問されるんですが、それに関わる関連の個人の質問については、その回答に基づいての関連質問もあろうかと思っています。それは事前に予想できないものでありますし、答弁についてももちろん分からないということでもあります。

書いてある質問に関してもこの文書が正確なものだという前提でいけば、そのとおりの答えが返ってくるんでしょうけれども、その正確性自体もその証言、喚問の中で問うていくものでありますから、それは全てこのとおりに答えるんやから分かっているだろうというのもちょっと乱暴なような気もしています。

あともう一点は、マックスで2時間にわたる質問をした後に、それを精査するのがそんなに難しくないのではないかというのも、僕はあんまり簡単でないと思っています。2時間にわたることを手書きですっとメモしたりとか、大事なことをポイントを押さえながらする作業については、そんなに簡単なものだと思っておけませんので、最初の質問者から15分か20分ほどおいてすぐ質問できるというのは、次のことに変えるというのは、ちょっとスケジュールとしては難しいと思っておりますので、1時間ないし2時間近くをおいていただいてのことのほうがいいと思います。

そしてまた初めてのことであります。これが何人か繰り返した中に少し慣れてきたりとかこれまで積み上げてきた証言であるとかに基づいて行うのであれば、少し短くできることがあるかもしれませんが、何分今回初めてのことでありますので、先ほど御批判もありましたけれども、慎重に丁寧に、少し確認の時間もおきながらやるのが、来ていただける証言者の方の証言を尊重することにもなろうと思っていますし、この委員会がきっちり事実に基づいた調査をすることにも必要なんだろうと思っています。

やってみなければ分からないという姿勢で臨むのは、明らかに具合が悪いというふうに思いますので、スケジュールについても、しっかりとこの場で議論して、第1回目に臨むべきだと思いますので、また委員会の中で協議を続けたらいいんじゃないかなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員の意見ももっともだと思います。これ、時間がかかるというようなことは非常に危惧されます。日程につきましても、事務局のほうで弁護士さんとの日程調整なんかもしていただいたように思っております。だから、この時間帯ぐらいというような形であったわけですので、一番早いところでこんなような状態だったんです。そういうようなこともあって、非常に日程が窮屈になるかなというようなことも考えられます。

だから、先ほどもちょっと申しましたとおり、日程の時間配分としまして、どうしても終わらないというようなことであれば、後日の日程への延会というのでも考えなきゃな

らんかなということも考えております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 延会という言葉になりますと、基本的には時間がないからその会議をまた持ち越すということでありましてけれども、証人の場合はその日に出頭要請してそこに来てもらっているわけですから、その日に長引いたとか時間がかかったさかいに次に延ばすよというのは、こういう100条調査であつたり、証人に日時も入れて出頭を求めたときには、そういうことがあるのかなと思っています。

というのが、例えば1時半からスタートできるということであるならば、1時半に出頭を求めるといふことであれば、出頭を求める日時ですから、その日の何時に来てほしい。もし、そのまま2人目をやるのであれば、この委員会で諮った中で、そのスケジュールにのっとりた時間を書くのが出頭要求書に書くべきことなんじゃないかなと思っていますので。そうしますと、先ほど言ったように、本当に現実的に考えますと1時半からスタートして、マックス2時間ということになると、そのまま休憩取らずにやっても3時半になると思います。それでも、今、本会議であつたりとか、この間議会運営委員会の中でも決められ、全協の中で合意を得たコロナ感染対策に基づいていけば1時間当たり15分の休憩を取るということになっておりますので、今、そのことを鑑みても2時間プラス15分ですから、135分はかかってくるだろうということになります。そうすると1時半から始まりますとやっぱり4時近くになる。そして、4時近くから始まって、記録をまとめたり証言をまとめたり、2時間ほどもってということになると、次6時からスタートするわけです。6時からスタートしてまた135分かかるとということになると、20時15分になるわけです。そうする日程はちょっと無理があるんじゃないのかなって、証人に対しても。

それであと丹尾委員長が事前にお考えになったところだと、2人目の証人の喚問を終えた後に、次に呼ぶ人は誰にする、もしくは次の証人について、どういうふうに日時を決める。もしくは何の証言を求めるといふことを決めていくということになると、そこでも30分、40分、小1時間かかったとしても、今度は21時近くになるわけでありまして。あんまり無理なスケジュールを最初から取るよりは、最初ここで諮って、皆様が納得できるスケジュールにすることが、特に今本会議中でもありますので、我々議員のことは置いておいたとしても、事務局であつたりとか、それに関わるようなことの職員さんの負担であつたり、時間帯、本会議の内容等々も精査しながら日程については考えるべきではないかということですので、慎重に協議することだと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の御意見はもっともだと思いますけれども、何分、弁護士さんとまだ会話もほとんどしてない、私個人としてはしてないというような状態にありますので、そういったところにも日程が響いてきますので、今のところは何とも言えませんけれども、この内容で一応了承していただいておりますので、また29日、弁護士さんとの会話ができるやに聞いておりますので、ここで最終的な部分を決めていったらどうかというようなことも今考えてはおりますけれども。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員長おっしゃることもよく分かるんですけども、書いてあるところで決めるというのが、森川さんを例えば12月6日の午後1時30分から、委員長御提案されているのはよく分かりました。

その後の2人目の承認を求める日時についても、出頭要求書に書かなくてははいけません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうなんですな。

○8番（帰山明朗君） そうすると、ここで決めるということは、2番目の証人を何日の何時に呼ぶということを決めないといけないんですが、今、先ほどから申し上げているのは、日程の中で2番目の証人を、例えば6時とか、そういうことで呼ぶということを議決して、本当にそれでスムーズにあと進むことができるのかということに心配しているわけですので、その点について御協議いただかないと、決議、特に玉邑氏の出頭請求に関する時間については、特に決められないのではないかとこのように思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 今の帰山委員の提案に関してちょっと補足といいますか、もし、1人目の尋問が長時間にわたってしまった場合、2番目の証人の方の出頭日時の変更に関しても規定があります。これも委員会を開いて議決を行って、それから再度出頭要請をかけると。そうなりますと、やはり5日間空けないといけなくなってしまいます。そうしますと、その当日、仮に12月6日だとした場合、ここでできなければ、議決をして、さらに5日以上後に再度行うということになってしまいますので、その場合は当委員会にとっても、また証人尋問に来ていただける方にとっても、どちらにとっても大変よろしくない状況に陥るとこのように考えますので、やはり同日開催はやめるべきであるというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに意見はありますか。

このところは一応、弁護士さんの予定も聞いていただいているんですけども、ほとんど本会議と当たっていて、その次に行けるとしたら15日ぐらいしかないです。そういった形です。だから、今の場合、15日の場合は終日というような予定で空けられますけれども、そういったことで、当然お二人を喚問したとしても、当日、次の喚問予定者、それから、どういった内容のこと、今日と同じような形の部分もまた決めていかなければ、その次が続いてこないというような形になろうかと思えます。そういうことがありますので、当然、午後1時半からであると、その部分というのが最大限短くしようとも、ちょっと無理になってくるかなと、こういうようなことは考えられます。

今のところ、いわゆる証言内容と大まかな証言項目、これを通知する項目と、それから、例えば12月6日というのは1時半からしか時間ありませんので、先ほども帰山委員なんか危惧されているとおり、時間が、お二人と、さらに次期証人を決めるというような日程をやろうとすると、時間が足りなくなるというような部分は当然出てくると思

います。

こういう中で、意見としては、お一人、森川氏の喚問を例えば6日に行い、15日に喚問を2人やって、あとの部分を伸ばすのか、1人喚問をやって、次の証人を、玉邑議員を筆頭に15日に予定していくのかと。こういうようなことについて、最終的に今日決めてしまわないといけないかなとは思っております。こういう中で、非常に本会議の中での苦悩の日程でございますけども、何とかこなしていきたいなと思っておりますので、ちょっと委員さんから意見を再度求めたいと思っております。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 100条委員会って本当に重い、民事訴訟にのっとったような、大変重い委員会を開催するわけですね。先ほど帰山委員もおっしゃったとおり、ちょっと僕ら経験をしていないんです。実際、単純に考えると、こうやって質問して答えて、ほんで終わって、次に誰かを呼んで答えてって、そういうようなイメージしかありませんけれども、本当に実際やってみると、いやその後に、次の準備、いろんなことが付随してくると思われま。

それを考えますと、今回6日が1時半からしか弁護士さんの予定が立たないのであれば、その弁護士さんもずっと夜まで一緒にいてくれるわけではないと思っておりますので、それを考えますとやはりそこで一旦区切って、次が15日であるなら、それまでの間にもう一回その証言内容と次の証言者の人選を委員会で打って、また出頭要求するということを考えてもいいのではないかなと。

本当にしっかりとした委員会を運営するべきだと思うので、何回も来てもらうと悪いとか、そういうものでは僕はないと思うんです。だから、そういう意味でも、ちゃんと運営して、事を明らかにするということをやっていくべきだと思いますので、そのことを考えますと、しっかり一人一人確認して、次の予定を立てて、今の証言からするとこの人を呼んだほうがいいんじゃないかというものを組み立てていく必要が僕はあると思うので、あまり先を慌ててやる必要はない、必要はないというか、先の期限がありますから、そこまでに僕たちはやっぱり成し遂げないといけないと思っておりますけれども、一つ一つ民事訴訟法にのっとった大変大変重い委員会ですので、しっかりと運営して確実に進めたほうがいいかなという思いでおります。

○委員長（丹尾廣樹君） もう議論は尽くされているとは思っておりますので、出頭すべき証人としてはお二人、それから、そこでお聞きする内容としても2項目ずつということで決まりました。あと、例えば12月6日は1時半からだから、林下委員の意見としては、1人というのは、森川氏の尋問を行わせていただいて、その後、時間があれば、次の予定者の部分のところの審議をやるというような形で、もうその次の、例えば、これがうまくいくかどうか分かりませんが、一応、15日という形でこれは終日って書いてありますので、15日の例えば9時か9時半ぐらいから、玉邑氏は一応そのところの午前中というような形で、その一番手という形で決めさせていただきながら、質問内容も事前に調整しますけれども、そういう部分で決めさせていただいて、あとどなたかという

のも併せてその残った時間でやるとかというようなことですね。そういうようなことにさせていただいたら、結果として、帰山委員の意見というんですかね、そういった十分時間を置くというようなこともありますけども、そういったところで、森川氏の証言という部分を重要視できるというような利点も出てきますので、そういうような形で日程をつくり上げていったらどうかなと私も考えておるところなんですけれども、これについてちょっと質疑を受けたいと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 私も先ほど慎重、丁寧な議論の場でなきゃいかんと、こういう話をしましたけれども、だから、弁護士の都合によって、弁護士が参加できるという、そういう日程からいくと6日は午後しかいかんと。そういう事情の中で、僕はもう午前中からずっとそういうことは可能なんかなという具合に先ほどは思っていたわけなんですけれども、そういうやり方としてはやむを得ないという具合に思います。

ただ、もう一つはね、玉邑議員の場合には15日にするんだと、こういう話ですけれども、森川氏の証言があった場合に、新たに証人として呼ぶべき人も特定できてくるのではないかと。だから、6日の100条委員会の場でもってそういうものについては、候補者をまたここでもってちゃんと選定をした上で、15日の場合については、複数人の証人尋問を行うということで運ぶことができるのではないかと。そういうやり方を。だから、6日は1人しかできないかしらんけれども、15日の場合については1人と言わず、2人とか3人とか、そういうような尋問の組立てをしていくということはどうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 3つの案というんですか、今までの私自身もちょっと固執した案ですけれども、これについては皆さんの意見を聞きたいんですけれども、これとそして2番目の案、これは6日に、一応、森川氏の喚問をやらせていただいて、その中で事前の加えた喚問対象者をまた出していただくというような会にするということで、6日はしたいと。それで、玉邑証人については15日に譲って、例えば15日に玉邑氏だけじゃなくて、6日の後に、また皆さんでこういう人をどうですかというのを加えた意見をいただきながら、15日の日程に加えていくという案が今出てきていると思うんですけれども、どうしてもやるというような案か、そういうようなことで、ちょっと一部譲るといふんかな、遅らせるというような形の案にするかということであるわけなんですけれども。この2つですかね。今言ったように、一部、もう決まったことについては、そのまま15日にずらすと。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 確認ですし、菅原委員が今おっしゃられたことについて、私も同感であります。日程的な都合の中で、12月6日の火曜日については、森川氏の出頭を、1時半が一番早いスタートであるならば1時半から求め、証言が終わった後にその証言も鑑みながら、それで次回12月15日に玉邑議員を午前中、9時なり10時なりからさせていただく中で、その日同日に呼ぼうという証人が、森川氏の証言を受けて、この委員会の中で議決できるのであればまた議決して呼んでいくということもやぶさかではありま

せん。現時点の中では出頭を求める日時を決めていくということでありますので、その点に基づくと12月6日の火曜日の午後1時半なのか14時なのか分かりませんが、そのくらいの時間に森川氏の出頭を要求する。そしてまた、12月15日木曜日の9時もしくは10時、この委員会の中で適宜決めた時間帯に玉邑氏の出頭を求めるということで、このお二人についてはそれでいいのではないかなと思います。

木村委員。

○14番（木村愛子君） そうすると今ちょっと委員会の進め方で確認なんですけど、これまでですと、証人に呼ぶ方の候補者を挙げて、そしてそれを委員会に諮って、それで委員会での合意を採って、それで動くという流れ。6日の日に、今、玉邑議員はとにかく1人送って、6日の森川さんのところでの証人をいただいて済んだら、次の流れをつくるためにどなたをお願いしようというのは、もうそのときに決定していけるんですか。また次に100条委員会を開いて、皆さんの合意を採りますって、そういう諮り方をするのか。その6日に、そこまでその時間を、今の段階では計画的に浮かして、いっぺんに2人してしまうんじゃなくて浮かして、そういう100条委員会としての協議事項を優先させて、これからの流れを確認してしまうというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりだと思います。

帰山委員の御意見もそういうようなことだろうと思いますので、森川氏の出頭というか、6日はこの方だけということで、その約2時間が終わった後に、次回の、これは弁護士さんに正確にお願いしなきゃいかんわけですけど、15日の第5回になるんですか、この喚問のときには、また15日の予定の出頭者を森川さんのほかにまた一緒に決めていくというような時間帯も取れるかなとは思っております。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 証人尋問も100条委員会ということではないんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 100条委員会です。

○1番（林下豊彦君） ですよ。

何か別に開くようなことを木村さんおっしゃった……。100条委員会の後にということですね。

（発言する者あり）

○1番（林下豊彦君） もちろんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 12月6日の1時半からは森川氏の出頭だけというような形で考えて、こういうような形で、あと15日には玉邑議員とそのほかという形になろうかと思うんです。こういうようなことで質疑を終結したいと思います。今の案で、採決をいたしたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 先ほどの記録提出のことについて、森川氏にはこの記録を、録音データについては誰々にというのは4つ、皆さんの資料に基づき議決したのは分かるんですが、この提出を求める日時については決めていないんです。記録の提出については、

日時も決めていついつまでにとという提出でありますので、今確認したかったのは、出頭日時はもうそのとおりでであると思うんですけども、記録を求める日時については、また別に御相談する場があるのか、これについては、できたら記録については出頭を求められる先にいただけるほうが、読んで委員会に臨めるということもありますので、それを求めるタイミングはどっかにあるのか、ここで手を挙げてしまうと記録と出頭が同時なのかというのがちょっと分からんものですので、そこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 取りあえず、12月6日の1時半からの出頭の時間と出頭の予定をつくるということについての、採決だけをしたいと思います。このときは森川氏をやるということです。そのやった後については、当然まだありますけれども、次期の証人とか日程とかそういった部分についてのやる方法というのは、また説明は行いますけれども、取りあえず、この採決だけを、森川さんの出頭の12月6日の1時半からということについての採決だけをまず行いたいなと思っております。

○20番（菅原義信君） 15日の玉邑議員のやつかって、できるのではないの。

○委員長（丹尾廣樹君） そこもできるね。

○8番（帰山明朗君） ごめんなさい、繰り返しですけど、記録のことは後からまたいつまでに出して………のが………されるということやね。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○8番（帰山明朗君） はい、よく分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） なら、そういうようなことで、これ一つ一つやったほうがいいのかな。

12月6日に森川氏の出頭……。

○10番（奥村義則君） 確認でもう一つ、6日にまずお一人しますよね。その後に15日にお願いする人を決めるということですね。

○委員長（丹尾廣樹君） そうじゃなくて、まず今決めるのは森川さんの出頭を6日、玉邑さんの出頭を15日ということではもう決めたいということで、この採決はしたいということです。当然、その森川さんの出頭の後に時間が余るはずですから、そのところでということについては、またお話しします。前のように、いろんな……。

○14番（木村愛子君） 委員会を継続するということ、審議を継続するということですね、委員会審議を。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 6日の終わった後に15日午後からの出頭していただく方を決めるということですね。6日から15日というと、日にち的に9日ですよ。その間に証人出頭要求事項というのをまとめなあかんのですよ。だから、日程的にこれ、ちゃんちゃんと今そういったこともきちんとおいてもらわないと、なかなか集まらない、まと

められないということでは具合悪いと思うんです。その辺もしっかりとお伝え願いたいというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、もう一度言いますけど、12月6日の午後1時半から森川氏の出頭をということで、それから15日の9時半から玉邑氏の出頭をということで、その後の日程につきましては、また御連絡させていただきたいと思っております。

これで採決させていただきたいと思っております。この案に賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、出頭を求める日時については、12月6日と12月15日の両日、それぞれ森川氏、玉邑氏に決しました。

先に記録の提出についてです。今後、提出期限を定める必要があると思うんですね。証人出頭日前としたいと考えております。令和4年12月5日とさせていただきたいと思っておりますので、採決させていただきます。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） これは記録の、例えば、新たに……。

暫時休憩いたします。10分に再開いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時09分

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、再開いたします。

最後ですけれども、さっきの記録の提出について、ちょっとまだ1点だけ皆さんと定める必要があるので、ここでお諮りしたいと思います。

記録の提出期限ということがあるんですけれども、証人出頭日前と、例えば6日にあるとしたら5日までということで、そのときの求める記録についてはその前日ということを決めたいと思っておりますけれども、そういうようなことで、例えば今度の6日の記録を求める日というのは、最終的には令和4年12月5日とさせていただきたいと思っておりますので、これで採決させていただきたいと思っております。

意見ですか。

○1番（林下豊彦君） 5日というその根拠というんかね、確かに証人喚問の前日、証人喚問までではありますけど、前日にどこかに届いていけばいいというわけではなく、やはり僕らも目を通す必要があると思うんです。それを基に質問するということであるなら……

（発言する者あり）

○1番（林下豊彦君） いや、通告した内容も含めて、それを基に質問できることじゃないんですか。ですから、それを前日にどっか事務局に届いていましたというのでは前日である意味がないじゃないですか。それまでに届いてちゃんとみんなが目を通して、ああなるほどなこういうことなのかということが分かるためには、前日では遅過ぎると思うんです。ましてや、これはつくるものじゃないし、多分どこかにあるはずなので、そ

れを提出するだけであるなら、もっと早く期限を切ったほうがいいかなと思うんですが、委員長。

○委員長（丹尾廣樹君） 例えばどういう案でございますか。

○1番（林下豊彦君） 2日も3日も前に届いていて、それを僕たちが目を通す時間が必要かなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ただ、先方も、場合によったら、一般の方の場合もありますので、探すとかそういう場合もあると思うんです。だから、記録の提出についてという、記録を無理に、あっても出さないという部分については、やはりちょっと問題になりますので、結局、先方としても無理なく出せる期限を設定したいなど、こんなふう思うわけです。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 探すのもね。何時間も何十時間も探すようなことはないと思うので、それが2日前、3日前であっても、それは可能だと思うのですが、間違っていますかね。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） この資料の要求等の取扱いについてということで、私はハンドブックの60ページを改めて確認をしていたんですが、資料を要求した場合に、提出されたものは、全議員または全委員に配付する取扱いをする必要があるというふうになっております。前日、例えば夕方5時とか、前日って23時59分までありますけれども、それが配付された後に、事務局がそれを全議員に事前に配付するというのは、どだい無理な話かと思しますので、事務局の作業も考えますと、やはり今し方林下委員がおっしゃっておいりましたけれども、少なくとも2日前がぎりぎりのラインかなと。前日というのはやはり配付ができないように考えますので、2日前、例えば12月6日であるのであれば、4日中、または4日の17時までなどで期限を切るのがよろしいのではないかというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） この書き方ですけども、实际的にいうと、議員または委員に資料要求の権限はないんですね。事実上の要求であるということに留意を要するということが、それゆえ執行機関は当該要求に対し資料を提出する法的義務を負うものではないってなっているんです。事実上の資料要求をする場合においても、それぞれの議員または委員が要求するのではなく、本会議または委員会の議決を経た上で議長から要求すべき手続を取ることが適当であるということ、これの提出期限という部分については、資料要求の権限は議長にあるわけですので、そしてまたこれについては、当該資料は、先ほど江端委員が言われたように、来た場合には配付する取扱いをする必要があるということ、写しを配付するという事になっていきます。だから、实际的に言うと、今のところは我が議会においてもIT化の流れということもあって、写しを皆さんにメールすることができまうので、最低、前日であれば何とかかなるのではないかなと。それを明示するかどうか、また、それを目的のものに使うということについては、それは

各自の自由ですけれども、だから、前日だったら駄目だということであれば、2日前までというような形になるのか、そこらのところは……

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 一応、取りあえず、今、要求する記録について、これについては、一応、特に定めはないんです。だから取りあえず皆さんが必要とする向きについてはということがあるわけで、例えば、今回の場合、12月1日に提出してくださいということも、12月2日にしてくださいということも可能なんです。だから、3日、4日は土日なので、ちょっとどうなんかなと思うんですけど、だから5日は前日なんですけど月曜日なので、そういうようなことでこういうことを言ったわけです。だから、少なくとも土日を含んで、前の……。それで、今回の場合はいつと定めたらいいですかというようなことなんです。

○1番(林下豊彦君) 1日か2日、じゃあ1日で。

○委員長(丹尾廣樹君) なら12月1日ということで、今度は送っていただきますということで。令和4年12月1日、記録の提出期限をすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員でございます。

よって、記録の提出期限を令和4年12月1日といたします。

熊野事務局次長。

○議会事務局次長(熊野正章君) 先ほど江端委員からちょっと御意見がございました、その記録の提出の取扱いにつきまして御説明させていただきます。

まず、記録のほうを提出いただきましたら、その記録の保管に当たっては施錠したところで保管をするようにと。それから、記録の閲覧は議員のみに限定し、議長の指示した場所でのみ閲覧を認めること、さらに記録の複写は認めない運用を取るべきであるというふうにハンドブックのほうに記載がありますので、複写のほうはいたしません。閲覧の際は事務局のほうで閲覧くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 例えば、今の記録なんですけれども、森川氏に公取に提出した書類について求めたとします。2日の金曜日に来たとします。それで閲覧しかできないんだというルールになってきますと、4日、5日の土日に、例えば鍵をかけて施錠したところの議長室にあたり、もしくは事務局にあったところで、閲覧の許可を求めて見ていくようなことであるならば、早ければ早いほうがいいということになってきます。土日に出てきて、職員さんに出てきてもらって開けてみるのが可能なのかわかりませんが。そこら辺についてはルールは今よく分かりましたので、少し柔軟に、早めに出せる書類については、もう少し早めに出していただいて、閲覧する日にちを少し設けていただくとありがたいなという思いであります。

○委員長(丹尾廣樹君) 事務局、お願いします。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 記録を求めた録音データについて、冒頭に記録のところでは後ほど御協議いただくか、また考え方を言って言ったんですが、録音データについて提出を求める期日についても決まったんですけれども、そのデータについても、いわゆる閲覧しかできないというのは、文書でなければ録音データについてもその場所で鳴らしたものを聞くことしかできないということであるならば、1時間ほどある録音データをそこに行き行って1時間ずつ聞きながらそれを基に行っていくのか、もしくは録音したものを文書に起こして、それを閲覧することができるのか、もしくは、その文書に起こした、録音を文書化したコピーについては手元に置くことができるのか。その点については、弁護士に確認が必要であれば、また弁護士に確認しなあかんのだと思いますけれども、恐らくこれまでの議論を聞いていると、そのときに録られた録音テープでの話した中身であるとか、もしくは登場される人物であるとか、その言動自体がかなり重大なというか、大切な調査のポイントになってくると思います。そもそも音声データというのはもう聞くことしかできないのか、文書に起こすことができるのかというのは、また法的な助言であるとか、もしくは委員会で決めるべきことならば決めるということは必要があるんじゃないかと思って、意見申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員、この部分については弁護士に確認してみるということではよろしいですか。

では、そうさせていただきます。

それでは、これで本日の審議内容のことにつきましては、全て終わったわけでございます。委員におかれまして、何かございますか。

江端委員。

○2番（江端一高君） 今し方、事務局から説明がありました、資料の提出された後の取扱いに関して、少し確認をさせていただきたいんですが、我々に配付されているハンドブックですとか、調査権の手引きを見ますと、資料が提出された場合は配付する取扱いをする必要があるんだというふうに記載されているんですが、今の事務局からの話によりますと、コピーは不可ですとか、閲覧なんだという説明があったんですけど、我々は委員会に臨むときに、何もない状態で臨むことになるんでしょうか。それとも、何らかの形で委員には配付をされるのでしょうか。少しお願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） 事務局、今の件についてはどのような取扱いになるのかなと思いますけど。

熊野事務局次長。

○議会事務局次長（熊野正章君） 皆様にあらかじめお配りしておりますハンドブックの135ページを御覧ください。そこに記録の提出ということの記載がございまして、先ほど私が申し上げた記録の保管であったり、閲覧方法であったりということは139ページのほうに記載がございまして、お読み取りのほうお願いいたします。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 江端委員が質問されたこと、本当に調査を正しくとか効率的に行うに当たっては、提出された記録が手元にありながらお話しさせてもらうほうが非常にスムーズだと思っているんですが、139ページの読み方によっては、コピー配付などはできずに閲覧のみだというふうにも取れるんです。これも恐らく法的な部分でありますので、先ほどの録音のコピーというか、文書起こしも同様なんですけれども、事務局の見解であったり、このハンドブックに書いてあることをどう捉えればいいのか一度法的に確認していただいて、もし確認の中でコピーを配付することが可能であったり、何らかの違う方法ができるのであれば、そのほうがありがたいと思いますので、弁護士さんが選任された後に確認をしていただければと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 12月6日の委員会の進め方ですけれども、15日の証人喚問をするに当たってのどなたに出頭していただくとか、その際に証言を求める質問事項等は、森川さんの発言に基づいて、その後の時間で次回にどなたに出頭していただく、それからどういう証言を求めるかという質問事項等も、6日の時点でもう決定してしまって、次に議長から、こういうふうな質問項目を起こします、それから尋問事項はこうですという文書はもう発送できるというんでしょうか、そういう段取りまでする6日の100条委員会という位置づけで理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりですけれども、この証人について喚問したいという形で、その方の氏名と何々についてというところまでは、その6日の中で決めていきたいと思っております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 6日に証人喚問を行うこと、そして15日に証人喚問を行うことが決まったんですが、最初に林下委員のほうからもお話ありましたけれども、弁護士の助言を仰ぎながら、結局、その結果であったり、もしくは、細かい質問項目やね。6日に行う、もしくは15日に行うものになるのも含めてかもしれません。その協議の場を設けられる、それが協議会という形なのか、委員会の場なのかはまた話し合うということをおっしゃっていなったんですが、もうこの際でありますので、その協議を行う、もしくは委員会を開く日程についても、そんなに先のことではないと思いますので、この場で日時についても諮られたらいかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今のところ、一応、最初としては11月29日の弁護士さんとは午後ということ、午後3時ぐらいから会おうかなとは思っていますけれども、そのほかに12月2日の午後2時からはいかがかというのがあります。12月2日は一般質問の締切りの日ですね、午前中で。だから、2時からということ、弁護士さんが1、2時間でもおいでになるということであれば、そこの中で全委員さんの御都合がよければ協議会という形でセッティングしたいなと思いますけど。

（発言する者あり）

- 委員長（丹尾廣樹君） 基本的にこちらのほうからお願いすれば、29日に判明します。
 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） もちろん弁護士さんを交えてということであれば、29日の議決であつたりとか、弁護士さん、委員長、お伺いされてということであればその前提でありますけれども、29日から6日の間にされることですので、候補日があるならお伺いしたいという思で……。
- 委員長（丹尾廣樹君） 2日っていう……。
- 8番（帰山明朗君） 2日は別に決定だということではなくて、2日ぐらいに行う予定であるということやね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 決定ではないです。それは、事務局のほうから、例えば1時間か2時間程度いただけるんなら、このときに最終的な先の具体的な部分の詰めをやりたいなどは思っております。
- 8番（帰山明朗君） 分かりました。
- 委員長（丹尾廣樹君） だから、早め早めというような形になってきますので、そこでどんなことを聞きたいかということも、皆さんも考えておいていただけたらなど、こんなふうに思います。
 ほかにありますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（丹尾廣樹君） ないようでありますので、以上で第3回100条調査特別委員会を閉会いたしたいと思えます。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時31分